

## 規則第44号

独立行政法人国立印刷局における法人文書の開示の実施方法及び開示に係る手数料に関する規則を次のように定める。

平成15年4月1日

理事長 富沢 宏

独立行政法人国立印刷局における法人文書の開示の実施方法及び開示に係る手数料に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第15条第2項及び第17条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）における法人文書の開示の実施方法（以下「開示方法」という。）及び開示に関する手数料に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、「法人文書」とは、独立行政法人国立印刷局法人文書管理規則（平成23年規則第14号）第2条第1号に規定する「法人文書」をいう。

(法人文書の開示方法)

第3条 法人文書の開示方法は、別表第1の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、それぞれ同表の右欄に定める方法により行うものとする。

(手数料の額等)

第4条 法人文書の開示に係る手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る法人文書1件につき300円

二 開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。） 開示を受ける法人文書1件につき、別表第2の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる開示方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（次のイからへまでのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからへまでに定める額。以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合であって、既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は、当該基本額から300円を減じた額とする。

イ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等（法第2条第1項に規定する「独立行政法人等」をいう。以下同じ。）から事案が移送された場合（ハ

に掲げる場合を除く。) 当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額(以下この号において「開示請求手数料相当額」という。)

ロ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関の長(行政機関情報公開法第3条に規定する「行政機関の長」をいう。以下同じ。)から事案が移送された場合(二に掲げる場合を除く。) 300円

ハ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち印刷局が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

ニ 行政機関情報公開法第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関の長から行政文書の一部について移送された場合 300円のうち印刷局が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額

ホ 法第12条の規定に基づき、他の独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち印刷局が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

ヘ 法第13条の規定に基づき、行政機関の長に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち印刷局が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額

2 開示請求をした者が、次の各号に掲げるいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に、先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイル(印刷局における能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。))を一の集合体にまとめたものをいう。)にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料及び開示実施手数料は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより納付しなければならない。

一 印刷局における情報公開窓口において直接納付する場合 現金

二 郵送により納付する場合 現金書留又は郵便為替

4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

5 開示請求手数料、開示実施手数料又は郵送料について、過誤納があった場合の処理については、本局総務部長が別に定めるものとする。

(手数料の減免)

第5条 理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第15条第3項及び第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。ただし、法第15条第3項による申出をした際に提出した申請書に当該書面を添付した場合であつて、同条第5項による更なる開示の申出をするときは、当該書面の添付を省略することができるものとする。

4 理事長は、申請書に係る減額又は免除を行う場合にあつてはその旨を、行わない場合にあつてはその旨に理由を付して、書面により申請者に対して通知するものとする。

5 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

（雑則）

第6条 この規則において定めるもののほか、法人文書の開示方法及び開示に係る手数料に関する必要な事項は、本局総務部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

○改 正

(18.	3.	30	規則第19号)	施行	18.	4.	1
(24.	12.	5	規則第21号)	施行	24.	12.	10
(28.	3.	17	規則第3号)	施行	28.	4.	1
(元.	5.	22	規則第1号)	適用	元.	5.	1
(5.	3.	17	規則第7号)	施行	5.	4.	1
(6.	3.	28	規則第8号)	施行	6.	4.	1

別表第1（第3条関係）

法人文書の種別	開示の実施方法
<p>1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は9の項に該当するものを除く。）</p>	<p>次に掲げる方法であって、ハ又はニに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、印刷局がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの</p> <p>イ 当該文書又は図画の閲覧</p> <p>ロ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの交付</p> <p>ハ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付</p> <p>ニ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの（以下「CD-R」という。）又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの（以下「DVD-R」という。）に限る。）に複写したものの交付</p>
<p>2 マイクロフィルム</p>	<p>イ 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムをA1判以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧</p> <p>ロ 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付</p>
<p>3 写真フィルム</p>	<p>イ 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧</p>

	ロ 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
4 スライド（10の項に規定する場合におけるものを除く。）	イ 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧
	ロ 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
5 録音テープ（10の項に規定する場合におけるものを除く。）又は録音ディスク	イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
	ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表第2の5の項ロにおいて同じ。）に複写したものの交付
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
	ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
7 電磁的記録（5の項、6の項、8の項又は9の項に該当するものを除く。）	次に掲げる方法であって、印刷局がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
	イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
	ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表第2の7の項ロにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴
	ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
	ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
	ホ 当該電磁的記録をCD-R又はDVD-Rに複写したものの交付
8 電磁的記録（7の項ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）	次に掲げる方法であって、印刷局がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
	イ 7の項イからニまでに掲げる方法
	ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表第2の7の項トにおいて同じ。）に複写したものの交付

	<p>ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表第2の7の項チにおいて同じ。）に複写したものの交付</p>
	<p>ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表第2の7の項リにおいて同じ。）に複写したものの交付</p>
	<p>ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表第2の7の項ヌにおいて同じ。）に複写したものの交付</p>
<p>9 映画フィルム</p>	<p>イ 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴</p>
	<p>ロ 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付</p>
<p>10 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合</p>	<p>イ 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴</p>
	<p>ロ 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付</p>

別表第2（第4条関係）

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ 複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円）
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては430円）

4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては1,300円）
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ CD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとにつき210円を加えた額
	ヘ DVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとにつき210円を加えた額
	ト 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとにつき210円を加えた額



	チ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本産業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとにつき210円を加えた額
	リ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本産業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとにつき210円を加えた額
	ヌ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本産業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとにつき210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた金額
9 スライド及び録音テープ(別表第1の10の項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ハ若しくはニ、2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		